

**GDO・プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カードの年会費
は、会員特約第5条をご確認ください。**

2025年12月9日改定

**GDO・プラチナ・
アメリカン・エキスプレス・カード会員特約**

第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「GDOカードポイント規定」(以下「ポイント規定」といいます。)および「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約とポイント規定または会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、ポイント規定または会員規約の定義によるものとします。

第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン(以下「GDO」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。
●GDO・プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード
2. 入会申込者は、本特約、ポイント規定および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスおよびGDO(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)を有するものとします。ただし、GDOの会員資格(以下「GDOクラブ会員資格」といいます。)を有するには、別途GDOへの加入手続きが必要となります。

第3条(会員資格取消等)

会員がGDOクラブ会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、GDOが提供する特典およびサービスを受ける場合、GDO所定の方法でその提供を受けるものとします。
3. 本カードでは、三菱UFJニコスが提供する「グローバルポイント」を利用することができません。

第5条(年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

本人会員	26,400円(税込)
家族会員	1名様は無料 2人目より1名様につき3,300円(税込)

*家族会員の年会費は、本人会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本人会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

2025年12月9日改定

GDO・プラチナ・ アメリカン・エキスプレス・カード 「個人情報の取扱いに関する特約」

第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはGDO・プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- ①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。
- ②入会申込日、契約日、振替口座、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
- ③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

住 所:〒141-0022 東京都品川区東五反田2-10-2
東五反田スクエア8階

U R L:www.golfdigest.co.jp

利 用 目 的:①ゴルフ事業における市場調査、商品開発。

- ②ゴルフ事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。
- ③GDOポイントサービスの運営やサービス・特典の提供。

第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出した場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中

止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先の登録情報について開示を求める場合、提携先にて定める開示請求手続きに従いご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

GDOカードポイント規定

第1条(規定の目的)

本規定は、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン(以下「GDO」といいます。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が提携して発行する「GDO・プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード」、「GDO・ゴールド・アメリカン・エキスプレス・カード」、および「GDO ゴールド Visa」(以下一括して「本カード」といいます。)の利用に応じ、GDOが本カード会員(以下「本人会員」といいます。)に対して提供する特典(以下「GDOポイントサービス」といいます。)の内容と、その特典を受けるための条件を定めたものです。

第2条(GDOポイントサービスとGDOポイント)

GDOポイントサービスとは、本人会員が本カードにより信用販売を受ける商品・サービスなどの購入金額(以下「カード利用代金」といいます。)に応じてGDOから付与されるポイント(以下「GDOポイント」といいます。)によって本人会員がGDO所定の特典を受けることができる制度です。

第3条(GDOポイントサービス利用資格)

1. GDOポイントサービスを利用するためには、GDOクラブ会員資格(以下「GDO会員資格」といいます。)を有し、かつ、本カードの登録(以下「WEB登録」といいます。)が必要です。本人会員は、GDOで定める手続きに従いGDO会員資格の取得、ならびにWEB登録を行うものとします。
2. GDOポイントサービスは本人会員のみ利用可能とします。
3. 家族会員はGDOポイントサービスをご利用いただけません。家族会員が家族カードの利用に応じて取得したGDOポイントは、本カードと合算し本人会員に付与されます。
4. 三菱UFJニコス会員資格またはGDO会員資格(併せて以下「会員資格」といいます。)を喪失した場合はGDOポイントサービスを利用することはできません。

第4条(GDOポイントの付与対象)

GDOポイントは、三菱UFJニコス所定の方法によって締め切られたカード利用代金および別途GDOが定めるGDOポイント利用規約(以下「GDOポイント利用規約」といいます。)に基づき本人会員に付与されます。なお、カード利用代金には、カード年会費、キャッシングサービス、

カードローン、一部の保険掛金、その他三菱UFJニコス所定のものは含まれないものとします。

第 5 条(GDOポイントの付与日)

GDOポイントの付与日は、別途GDOが定める所定の日に付与するものとします。

第 6 条(GDOポイントの計算)

GDOポイントは、前条に定めるポイント付与対象に対してGDO所定のポイント付与率を乗じて計算されます。但し、小数点以下の端数は、切捨てとなります。

第 7 条(GDOポイントの蓄積と有効期間)

GDOポイントは、GDOポイント利用規約に基づき所定する期間まで蓄積でき、その期間を有効期間とします。有効期間はGDOが管理するものとし、有効期間が満了したGDOポイントは、自動的に失効するものとします。

第 8 条(GDOポイントの付与取消)

本人会員の商品またはサービスなどの購入の取消などにより、カード利用代金の全部または一部が取消された場合は、取消額に応じたGDOポイントもGDO所定の方法により取消されるものとします。

第 9 条(会員へのGDOポイントの連絡)

第6条に基づき付与されたGDOポイント数および第7条に基づき蓄積された有効なGDOポイント残高などは、本人会員に対してGDOが保有するホームページに記載されます。

第 10 条(GDOポイントの利用方法)

本人会員は、蓄積された有効なGDOポイント残高に応じて、GDO所定の特典を利用することができます。GDOは、本人会員からの利用申し込み手続きに基づき、GDO所定の方法により、特典の提供を行うものとします。

第 11 条(GDOポイント利用の条件)

本人会員は、次の各号の条件を満たした場合、蓄積された有効なGDOポイント残高に応じて、前条の定めに従い利用することができます。

- ①本人会員が、GDO所定のGDOポイント利用方法に従って手続きを行うこと。
- ②GDOポイントの利用申し込み手続き時点で本カード会員資格を有していること。

第 12 条(GDOポイントの決定)

1. GDOは、本人会員からのGDOポイントの利用申し込み手続きを受けた後、所定の期間内に所定の審査を行い、その利用の可否を決定するものとします。
2. GDOは、所定の審査により、本人会員がGDOポイントの利用申し込み手続きに関し不正・虚偽の行為をなしたと認めた場合、本人会員へのGDOポイントの利用を拒否または留保することができるものとします。この場合、本人会員にその旨通知されます。

第 13 条(利用対象となるGDOポイント残高)

利用対象となるGDOポイント残高は、前条に基づく利用決定後の所定日の時点での有効なGDOポイント残高とします。

第 14 条(公租公課)

本規定によりGDOポイント残高の利用により還元を受けた商品について公租公課が課せられた場合、その公租公課は本人会員が負担するものとします。

第 15 条(GDOポイントの消滅)

本人会員が、理由のいかんを問わず会員資格を喪失した場合、すでに貯蓄されているカード利用によって得たGDOポイントはすべて自動的に失効するものとし、本規定におけるすべての権利・義務も自動的に消滅するものとします。

第 16 条(GDOからの委託)

本人会員は、GDOポイントの付与・還元・蓄積に関する事務処理についてはGDOが、第6条に定めるGDOポイントの計算については三菱UFJニコスが、告知に関する事務処理についてはGDOと三菱UFJニコスが行うことを承認するものとします。

第 17 条(GDOポイントに関する疑義など)

1. 本人会員は、理由のいかんを問わずGDOポイントに対する権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、もしくは引受けさせ、または相続させることはできません。
2. GDOポイントの有効性、GDOポイント数、還元資格に関する疑義、その他GDOポイントプログラムの運営に関して生ずる疑義は、GDOの決するところによるものとします。

第 18 条(終了・中止・変更など)

1. 三菱UFJニコスおよびGDOは、いつでもGDOポイントサービスを終了、中止または内容を変更することができるものとし、本人会員はあらかじめその旨を承認するものとします。この場合、三菱UFJニコスおよびGDOは終了、中止または変更する旨を、三菱UFJニコスまたはGDOホームページ上にて告知するか、または本人会員に通知するものとし、GDOポイントサービスは、当該告知または通知にて指定する期日をもって、終了、中止または変更されるものとします。
2. GDOポイントサービスの終了、中止または変更により会員に生じた損害については、三菱UFJニコスおよびGDOは一切の責任を負わないものとします。
3. GDOポイントの内容は、日本国の法令のもとに規制されることがあります。